

よくある質問⑧

問8-1 夫(または妻)の扶養に入りたいのですが、失業保険の手続きはできますか？

(答8-1)

配偶者等の扶養家族であっても失業保険の受給要件(問1-2)を満たしていれば、手続きは可能です。

ただし、失業保険の1日当たりの支給額である「基本手当日額」が「3,612円以上」の場合、社会保険上(健康保険・厚生年金)の扶養から外れる可能性があります。

失業保険(基本手当)の手続きをした場合、扶養に入れない場合がありますので、配偶者等の加入している健康保険組合又は勤務先の福利厚生担当へお問い合わせください。(扶養に入れる、入れないの判断はハローワークでは行っていません。)

※なお、失業保険(基本手当)の1日当たりの支給額(基本手当日額)の計算は、離職票を確認して行いますので、離職票がない場合、正確な金額はお伝え出来ません。

問8-2 現在夫の扶養に入りながら働いています。来月その会社を退職するのですが、扶養に入りながら失業保険の手続きができるか知りたいので、電話で教えてもらえますか。

(答8-2)

扶養に入れるか入れないかの判断はハローワークでは行っていません。

ハローワークでお答えできるのは、失業保険の手続きをした場合の、1日当たりの支給額である「基本手当日額」がいくらになるか、のみになります。

基本手当日額がいくらになるかについては、退職後、離職票を持参し窓口でご確認ください。電話では本人確認ができませんので、個別回答は行っておりません。

なお、基本手当日額がいくらになるか、については、よくある質問⑮を参考にしてください。